

京都市告示第 120 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 18 年 7 月 6 日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類                      市 道  
 供用開始の期日                告示の日  
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
東第四経 6 号 線	左京区永観堂西町 27 番地の 1 地先から	旧	メートル 4.70	メートル 5.99 ~ 6.00
	同町 23 番地の 1 地先まで	新	4.70	6.00 ~ 6.07
醍醐北緯 12 号 線	山科区小野御霊町 14 番地の 1 地先から	旧	22.20	4.70
	伏見区醍醐京道町 5 番地の 1 地先まで	新	22.20	6.00 ~ 6.02
南第一緯 19 号 線	南区西九条菅田町 26 番地の 3 地先から	旧	19.80	5.90
	同町 27 番地の 1 地先まで	新	19.80	6.00 ~ 6.02

(建設局道路部道路明示課)